

第1条 BizSTATION 代行送受信利用規定

1. BizSTATION 代行送受信(以下「Biz 代行送受信」といいます。)とは、BizSTATION を契約されているお客さまが、Biz 代行送受信をお申し込みいただくことにより、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの全銀 VALUX サービスおよび全銀 ADP サービス(以下「全銀サービス」といいます。)ご利用の他のお客さまにて、かかるBizSTATION を契約されているお客さまのために当行所定の方法によりデータの送受信(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます。)に従い依頼内容が確定となるデータ送付を行うことを含みます。以下同じです。)およびBizSTATION 上で Web 承認、取引明細等の閲覧、取引依頼の取消ができるサービスのことをいいます(以下、かかるデータ送受信等を行うお客さまを「代行受託者」といへ、Biz 代行送受信をお申し込みのお客さまを「代行委託者」といいます。)。
2. Biz 代行送受信の利用にあたっては本 BizSTATION 代行送受信利用規定(以下「Biz 代行送受信規定」といいます。)、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定その他の関連諸規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定および全銀 ANSER 接続規定に規定された「本サービス」に Biz 代行送受信のサービスが含まれるものとします。)。なお、BizSTATION 利用規定および Biz 代行送受信規定と全銀 ANSER 接続規定が抵触する場合には、Biz 代行送受信規定が優先されるものとします。

第2条 サービスの内容

1. Biz 代行送受信において、データ送受信と Web 承認の対象とできる全銀サービスは、全銀 ANSER 接続規定第2条第3項に定める以下のサービス(以下「代行送受信対象サービス」といいます。)となります。
 - (1)円預金サービス「総合／給与振込」
 - (2)円預金サービス「口座振替」
 - (3)外為サービス「仕向送金受付」
 - (4)外為サービス「輸入信用状受付」
 - (5)外為サービス「外為取引通知」
2. Biz 代行送受信は、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定、その他関連規定の定めにかかわらず、代行委託者が第5条第2項によりあらかじめ届け出た、代行受託者の契約者番号およびお客さまセンター確認コードにより、代行受託者が全銀 ANSER 接続規定の定めに従ってデータ送受信または BizSTATION 上での Web 承認の方法によって取引依頼を実施することとなります。代行委託者は、複数の代行受託者の契約者番号およびお客さまセンター確認コードを届け出ることもでき、かかる場合には、各代行受託者はそれぞれ全銀 ANSER 接続規定の定めに従って取引依頼を実施することができます。ただし、代行委託者は、Biz 代行送受信につき、同一の代行受託者の契約者番号およびお客さまセンター確認コードを指定した複数の代行受託者の届出を行うことはできません。
3. 代行委託者は、全銀 ANSER 接続規定第3条に基づきお客さまセンター確認コードの追加登録を行うことにより、全銀 ANSER 接続規定の定めに従って、自社で取引依頼を行うこともできます。代行委託者が、別途自社で取引依頼ができるお客さまセンター確認コード、別途自己の BizSTATION、当行窓口等において、当行に対して代行送受信対象サービスにかかる取引の依頼を行う場合には、当行は、代行受託者による依頼と代行委託者によるかかる別途の依頼とを、BizSTATION 利用規定その他の関連諸規定、その他当行所定の手続を満たす限り、いずれも受け付けたうえで、当行所定の方法により、実行することができます。ただし、ご登録されるお客さまセンター確認コードの数が当行所定の課金対象登録数以上となる場合には、当行は、その登録数に応じてお客さまから当行所定の手数料をいただきます。
4. 代行受託者が当行に依頼した代行委託者の取引の明細等については、代行委託者、代行受託者ともに BizSTATION 上で閲覧することができます。また、代行受託者には、代行委託者に関する情報が開示されることがあります、代行委託者には、代行受託者に関する情報が開示されることがあります。なお、代行委託者が代行範囲について送受信代行を選択した場合は、代行受託者は、本条第2項のデータ送受信(全銀 ANSER 接続規定に従い依頼内容が確定となるデータ送付は含みません。)およびこの閲覧の権限のみを有し、その他の権限を有しないものとします。代行委託者が代行範囲について送受信承認代行を選択した場合は、代行受託者は、本条第2項のデータ送受信(全銀 ANSER 接続規定に従い依頼内容が確定となるデータ送付を行うことを含みます。)および BizSTATION 上での Web 承認と取消ならびにこの閲覧の権限のみを有し、その他の権限を有しないものとします。
5. 代行委託者は、代行送受信対象サービスのサービス指定口座に関するデータ送受信取引、情報の受渡し等について、代行受託者に委任のうえ、当行所定の方法により代行送受信対象サービスを利用するものとします。
6. 代行受託者が、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定その他の関連諸規定に従い、当行に対して、当行所定の方法により代行委託者のサービス指定口座について代行送受信対象サービスにかかる取引の依頼を行い、当行がこの依頼を受け付け、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定その他の関連諸規定に従って依頼内容が確定した場合には、当行は、代行委託者の BizSTATION に関する取引として、これを実行いたします。代行委託者は、この代行受託者の依頼に基づく当行による取引の実行をあらかじめ了承のうえ、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き一切異議を述べません。
7. 当行が Biz 代行送受信に関して代行受託者に対して提供した情報(セキュアメッセージによる連絡その他の BizSTATION を通じた連絡、電子メールによる連絡を含みますが、これらに限られません。)については、代行受託者は、自己および代行委託者のために受領するものとします。代行受託者は、当該情報につき、必要に応じて直ちに代行委託者に提供するものとし、当行が代行受託者に提供した時点で代行委託者にも当該情報のすべてにつき当行からの提供があったものとみなします。
8. 代行受託者が Biz 代行送受信に関して当行に対して提供した情報については、代行委託者が同意し、承諾したうえで提供されたものとみなします。

第3条 情報利用等

1. 代行委託者は、代行受託者がその BizSTATION により複数の者を Biz 代行送受信規定の「代行委託者」とすることがあることを確認し、了承いたします(かかる複数の者のうち代行委託者以外の者を「他の代行委託者」といいます。)。
2. 代行受託者は、その責任において、代行委託者に関する情報を管理し、利用するものとし、この情報が他の代行委託者を含む第三者に開示または漏洩された場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
3. 当行は Biz 代行送受信に際して、代行受託者に対して、代行送受信対象サービスのサービス指定口座等に関する一切の情報を提供することができるものとし、代行委託者はこれを了承いたします。
4. 代行受託者および代行委託者は、各自の責任において、それぞれの契約者番号、お客さまセンター確認コード、利用者等の個人情報、対象サービス指定口座についての代行送受信対象サービスにかかる取引条件その他の Biz 代行送受信の利用に関して必要な情報をお互いに認識し、共有するものとします。

第4条 利用手数料

- Biz 代行送受信の利用にあたっては、ご利用されるサービスに応じて、代行委託者および代行受託者からそれぞれ全銀 ANSER 接続規定第4条第1項の利用手数料をいただきます。また、Biz 代行送受信による資金移動取引にあたり、代行委託者から全銀 ANSER 接続規定第4条第2項または第3項の手数料をいただきます。

第5条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 代行送受信をお申込みされる場合には、Biz 代行送受信規定、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定その他の関連規定の内容をご了承のう

え当行所定の方法により代行委託者が当行に対して申込むものとします。かかる申込みにあたり、代行委託者は、代行受託者が Biz 代行送受信規定をご了承のうえで Biz 代行送受信を行うことなどについての同意書を当行に対して提出するものとします。

2. 代行委託者は、Biz 代行送受信の利用にあたり、代行送受信対象サービス内容に応じて、当行所定の申込書に代行受託者の契約者番号およびお客様センター確認コード、代行範囲その他の必要事項を記載して事前に当行に提出するものとします。

3. 代行送受信対象サービスに関するサービス指定口座の追加等の申込みは、代行委託者からのみ行うことができます。

4. 代行委託者は、当行所定の方法により、当行に依頼のうえ、BizSTATION を解約し、Biz 代行送受信を止め、または代行送受信対象サービスの一部のみもしくは全部について止めることができます。代行委託者は、かかる依頼を行ったときは、直ちに、代行受託者にその旨の通知をするものとします。

5. 代行委託者は、代行受託者がその任意の判断により代行受託者の代行送受信対象サービスもしくは全銀サービスの止めもしくは代行受託者の BizSTATION を終了させ、または当行の判断により代行受託者の代行送受信対象サービス、全銀サービスもしくは代行受託者の BizSTATION が終了すること(以下「代行受託者のサービス取止め等」といいます。)があることを予め認識し、了承のうえ、本条第2項に従い代行委託者として Biz 代行送受信を申込むものとします。代行受託者のサービス取止め等があった場合には、代行委託者は代行送受信の止め、自己での対象サービスの利用が可能となるよう、全銀 ANSER 接続規定第3条による利用申込その他の必要な措置を取るものとします。当行は、代行受託者のサービス取止め等の後、遅滞なく、代行委託者に対して契約内容をご確認いただく旨セキュアメッセージにて通知するものとし、代行受託者のサービス取止め等に起因または関連して代行委託者における代行送受信対象サービスの利用に支障が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。

第6条 当行からのサービス止め・サービス廃止

1. 当行は、お客様について次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz 代行送受信対象サービスを止めできるものとします。

(1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。

(2) お客様が Biz 代行送受信の契約に違反したとき。

2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、Biz 代行送受信も当然に止めになります。

3. Biz 代行送受信は、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で止めることができます。

4. Biz 代行送受信に使用する口座が解約されたときは、Biz 代行送受信は当然に終了するものとします。

第7条 免責事項

1. Biz 代行送受信の利用により、代行受託者の取引の依頼の遅延・不能・意図せぬ取引依頼等の理由で代行委託者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

2. Biz 代行送受信の利用に関して、代行受託者・代行委託者間の紛議等が生じた場合は、代行受託者・代行委託者間で解決するものとし、当行は責任を負いません。

3. 当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き提供した取引実績表等の情報の変更または修正を行う責任を負いません。

第8条 サービス内容または規定の変更

Biz 代行送受信または Biz 代行送受信規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上